

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)

- 1 開催日時 平成27年4月30日(木) 13:30～
- 2 開催場所 青森市役所議会棟4階第2委員会室
- 3 対象施設 青森市ふれあい農園
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎(市民政策部理事次長事務取扱)
委員 渡邊 慶隆(経済部次長)
委員 横山 克広(教育委員会事務局理事教育次長事務取扱)
委員 岩船 彰(青森中央学院大学教授)
委員 西村 晴夫(東北税理士会青森支部税理士)
 - (2) 施設所管課(農業指導センター) 所長 高木 辰也
主幹 千葉 則幸
技師 佐藤 樹
 - (3) 制度所管課(政策推進課) 副参事 福島 清裕
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定期間 5年間
 - (2) 利用料金制 なし
 - (3) 募集形態 公募
- 7 主な質疑内容
 - (委員)
前回、何団体からの応募があったか。
 - (施設所管課)
青森農業協同組合、あおもりNPOサポートセンター、NPOワーカーズコープの3団体からの応募があった。
 - (委員)
市民農園等の利用者数は増加しているのか。
 - (施設所管課)
市民農園の利用者は増加しており、加工施設等については横ばいで推移している。
 - (委員)
市民農園及び広場以外は通年利用できるということだが、到底、従業員3人で回せるとは思えない。

(施設所管課)

繁忙期は臨時職員を雇用することとしている。

(委員)

臨時職員は何人雇用するのか。

(施設所管課)

草刈り、市民農園の準備等の作業により必要人数が変わるため、固定ではない。

(委員)

事務員はどのような業務を行っているのか。

(施設所管課)

受付、料金の徴収、加工体験の講師等の業務を行っている。

(委員)

指定管理者の公募を行う時は、事務員3人分の賃金のみではなく、臨時職員の賃金についても考慮するのか。

(施設所管課)

指定管理料積算の中には臨時職員の賃金も含んでいる。

(委員)

市民農園の利用率はどれくらいか。

(施設所管課)

今年は現時点で90%の申込みがある。

(委員)

自主事業で得た収益は、指定管理者の収益となっているのか。

(施設所管課)

自主事業で得た収益については、指定管理者の収益となる。その収益で自主事業の材料等を調達している。